資料 10

食物アレルギーの対応について

1　学校給食に関する食物アレルギー対応に関する連携の流れ

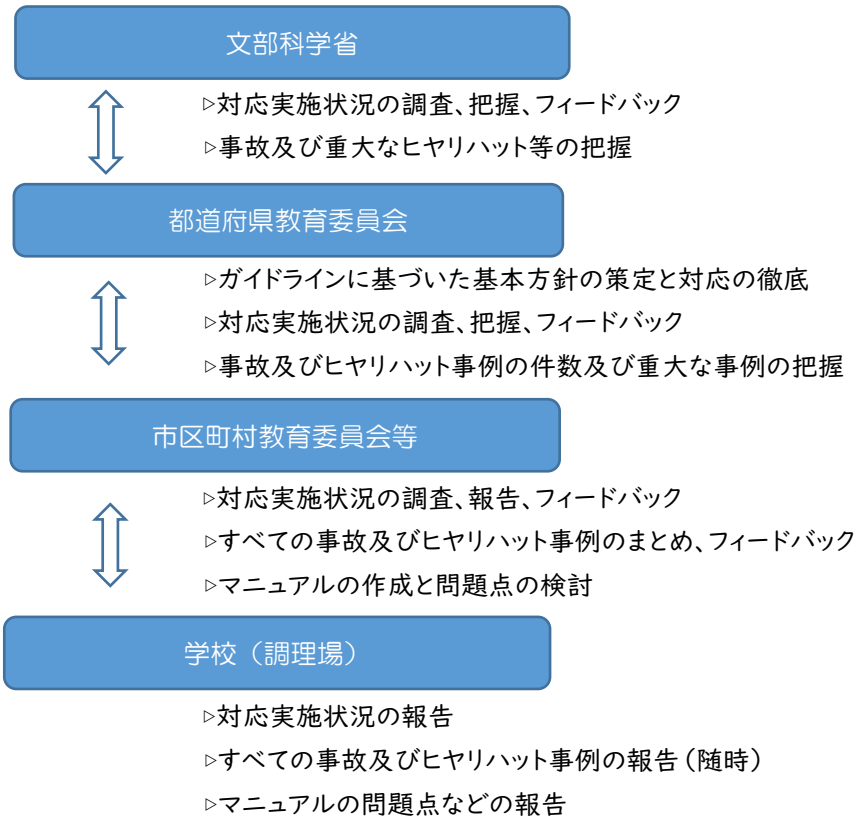

2　「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月　文部科学省）

【学校給食における食物アレルギー対応の大原則】

1　食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

2　食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

3　「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

4　安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

5　学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

6　教育委員会等は、食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取り組みを支援する。

＜原則として押さえるべき項目＞

1　食物アレルギー対応委員会

2　対応申請の確認から対応開始まで

3　献立の作成と検討

4　① 給食提供　体制づくり　② 給食提供　調理作業

5　教室での対応

3 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和４年３月 大阪府教育委員会）

【対応の基本方針】

◎ 学校における児童生徒等への対応の３つの柱

① 食物アレルギーを有する児童生徒等の正確な情報の把握と理解
② 学校全体で行う日常の取組と事故防止
③ 緊急時対応

◎ 学校給食における基本的な考え方

1 児童生徒等が学校生活を安全にかつ楽しんで過ごせるために ➡ 対応指針の大原則（1.）
2 適切な食物アレルギー対応ができる土台をつくるために ➡ 同指針、大原則（2.）
3 効率的で適切な給食提供のために ➡ 同指針、大原則（3.）
4 安全な給食環境の実現のために ➡ 連携（保護者、学校、主治医、医師会、消防機関）
5 誤食・誤配を防止するために ➡ 同指針、大原則（4.）
6 無理な（過度に複雑な）対応を行わないために ➡ 同指針、大原則（5.）
7 安全・安心な給食を実現するために ➡ 同指針、大原則（6.）

⑴ 食物アレルギー対応の説明と調査
① 新入学時 ② 進級時 ③ 新規発症・転入時
⑵ 保護者面談
⑶ 実践（学校給食）
① 最優先は安全 ② 二者択一の原則 ③ 二者択一し給食提供 ④ 解除
⑷ 事故を防ぐための主な留意点
① 献立作成 ② 調理 ③ 給食時間 ④ 後片付け
⑸ その他

4 「小学校給食食物アレルギー対応の手引き」（2024 吹田市教育委員会） **別添**

【懸念事項・課題】

⑴ 食物アレルギーの多様化
即時型対応と予防対応
学校給食（集団の場）の対応と家庭の対応
⑵ 二者択一
一つのアレルゲンに対して対応は一つ
（例）乳アレルギーの場合
飲用牛乳欠食・パン欠食・乳の除去食の対応
⑶ 食物アレルギー対応を求めない自己除去